

第23期 第36回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和2年6月29日

伊予市農業委員会

第 2 3 期

第 3 6 回定例農業委員会総会議事録

令和 2 年 6 月 2 9 (月) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 3 6 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	1 6 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 127 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	8 件
議案第 128 号	令和 2 年度農用地利用集積計画 (第 2 号) について	1 件
議案第 129 号	農用地利用配分計画(案)について	1 件
議案第 130 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 131 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	2 件
議案第 132 号	伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	1 件
議案第 133 号	伊予市農業委員会の役員会に関する規程の制定について	1 件
第 3 報告第 93 号	農地法第 1 8 条の規定に基づく解約通知について	2 件
報告第 94 号	農地の使用貸借解約通知について	1 件
報告第 95 号	相続税の納税猶予に関する継続届について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和2年度第36回6月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号4番 ○○ ○○ 委員、5番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第127号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第127号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	下三谷	○○	○○
	相続人	○○	○○
	相続人	○○	○○
	相続人	○○	○○
借受人	松前町	○○	○○
申請地	下三谷	田	外2筆

以上です。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

この度、農業を始める切掛けは、代々柑橘栽培を営んでおりまして、今現役で栽培しております、父が切磋琢磨して、品質のいいものを作ろうと努力している姿に感銘いたしました。私も始めてみようかと思いました。

今後は、〇〇で父が柑橘栽培をしていますが、〇〇さんから下三谷の農地を紹介してもらったこともあり、そちらの方で父の教えを請いながら品質のいいものを数多く作っていきたいと思います。私は知識がないもので、先輩方に教えを請いながら知識を吸収していきたいと思います。

〇〇委員

下三谷に来てもらうのはいいことです。柑橘を作っていくという事で、販売計画、どういった形で収支を計画されていますか。

議長

青年給付認定資料を事前にお配りしていますが、当面は愛媛果試28号、キウイ、甘平から始めたいと、5年後ぐらいからは、愛媛果試第48号、セトカをやっていききたいということですが、かなりハウスに掛かっていますので、かなり具体的に計画していかないと難しいと思いますが、今後はどのように考えていますか。

〇〇さん

勉強不足のところがありますが、農業委員さんと相談しながら計画を立てていきたいと思います。

〇〇委員

栽培や今後の問題は、お父さんが、〇〇であり、地域のリーダーとして頑張っていたので、まったく心配しておりません。7反を共同で借りて、その内の半分を〇〇くんが預かるということです。重機を使える人に頼んで、段々の勾配を付けた土地に作り替え、APハウスを建てて、息子にさせるとお父さんから聞いています。現在は、ご親戚のハウスでも栽培の経験を積んでいるようですし、当然お父さんの後継者としてやってもらうと思っています。地元にとっても、伊予市にとっても大切な後継者

でありますので、高額収入を目指して頑張ってもらいたいと思います。

契約は10年とありますが、農業をやっていくには、40年以上やっていく必要があります。できれば、賃貸ではなくて、購入してやられたらいいと思います。

〇〇委員

キウイフルーツをやっていくことになる人と人に助けてもらう必要がありますが、雇用の確保はできますか。

〇〇さん

現在は、私自身と、父の助けを借りてやろうと思っています。

〇〇委員

ちなみに今年のキウイフルーツはお父さんと二人で出荷されたのですか。

〇〇さん

はいそうです。

〇〇委員

資料にはキウイフルーツの単価の〇〇円の計算方法はどのようになっていますか。〇〇円の投資額が必要になりますが、助成金を使った場合はどれぐらいの期間で返していく計画ですか。

〇〇さん

助成金については、話を進めています。

〇〇委員

キウイフルーツは〇〇の平均価格でいうと〇〇円台だと思います。そこは修正が必要です。資金の調達につきましては、〇〇と〇〇に相談して、お父さんにお力添えをいただきながら、順調に返していく方法で計画を立ててください。

事務局

新規就農者の方にはファーマーサポート事業という新規就農者向けの補助事業がありますので、2分の1の補助がでる事業を利用される可能性があります。収支計画で手取りの話がでましたが、販売単価は、〇〇に出荷されるということですので、〇〇の指標を使っています。

〇〇委員

愛媛果試第48号はまだ販売されていないので、単価はわかりませんが28号の単価に近づくであろうと思っています。セトカも、安定している品種ですが、設備投資が必要な品種ですので、あなたの力で計画をもって頑張っただけならと思います。

<新規就農者退室>

議長

番号1について、改めてご質疑等ありませんか。

〇〇委員

新規就農者が、借りる農地は白地でもかまわないのでしょうか。青地限定になりますか。

事務局

青白の限定はございません。

〇〇委員

さきほどの〇〇くんの事業については、補助事業を使うのであれば、青地ではないと補助を使うことができないと思いますが、そこはクリアしていますか。

事務局

ファーマーサポート事業に青地が関係することはありませんが、補助事業によっては、青地でないといけない事業もありますので、青地でなければ、1年弱はかかりますが、青地に切り替える手続きもできます。今回はすべて青地である確認はできています。

議長

番号1につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2から8につきまして事務局の一括説明をお願いします。

2番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷	田	外2筆

3番

譲渡人	下唐川	〇〇	〇〇
譲受人	下唐川	〇〇	〇〇
申請地	下唐川	田	外1筆

4番

譲渡人	大平	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	田	外5筆

5番

譲渡人	上野	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	

6番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下	田	

7番

譲渡人	松前町	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	下吾川	畑	

8番

貸渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	畑	外2筆

以上です。

議長

事務局から一括説明がありました。長時間の審議を避けるということで、事前に議案説明書をお配りして、地元委員さんの補足説明についても議案説明書に記載されています。

議案説明書を参考にして、一括の中で、皆様からご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

番号8について、借受人の年齢が〇〇歳で10年間の使用貸借となっていますが、大丈夫ですか。

〇〇委員

〇〇さんの70代の〇〇さんと一緒に農業をされるということです。

議長

その他意見はないようでしたら、

番号2から8につきまして一括で承認の方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2から8につきまして一括承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第128号 令和2年度農用地利用集積計画(第2号)について

■議案第129号 農用地利用配分計画(案)について

議長

議案第128号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

続きまして、

議案第129号 農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので続けて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

第128号

利用権の設定を受ける者（借り手） 松山市 公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
利用権を設定する者 （貸し手） 上吾川 ○○ ○○
同じく ○○ ○○
利用権設定地 上吾川 田 外5筆

続きまして

第129号になりますが

権利の設定を受ける者（借り手） 上吾川 ○○ ○○
権利を設定する者 （貸し手） 松山市 公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
権利の種類 使用貸借権設定
利用権設定地 上吾川 田 外5筆
契約期間 10年間
以上です。

議長

議案第128号、第129号につきましては、農地中間管理機構を通して、農地を貸し借りする事案ですが、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第128号、第129号につきまして一括で承認の方は挙手をお願いします。

（承認）

議長

議案第128号、第129号につきまして一括承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第130号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第130号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

申請人 上三谷 ○○ ○○
土地所有者 上三谷 ○○ ○○
申請地 上三谷 畑

この後の5条申請の申請時に、是正が必要な農地がありましたので、今回貸駐車場としての是正転用のための申請になります。

以上です。

議長

議案130号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案130号につきましてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第130号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

■議案第131号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第131号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1から2につきまして事務局より一括説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人 下三谷 ○○ ○○

譲受人 下三谷 ○○ ○○

申請地 下三谷 田

転用目的 農家住宅

続きまして

2番

譲渡人 上三谷 ○○ ○○

譲受人 上三谷 ○○ ○○

申請地 上三谷 田 外5筆

転用目的 寺駐車場

添付しています議案図面をご確認ください。1番につきましては、維持管理ができている状態であり問題はありません。2番につきましては、お寺の駐車場が狭いということ

で、合計56台の駐車場の申請があがっています。現地は、維持管理ができています状態であり、問題はありません。

以上です。

議長

議案第131号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第131号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第131号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、8ページをお開きください。

■議案第132号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第132号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇
土地所有者	上野	〇〇	〇〇
申出地	上野	田	外1筆
転用目的	分家住宅		

議案図面ですが、分家住宅ということで周辺に影響がないことと、現況になりますが最低限の維持管理ができていますので、何も問題はないと思われれます。

以上です。

議長

議案第132号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第132号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第132号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、9ページをお開きください。

■議案第133号 伊予市農業委員会の役員会に関する規程の制定について

議長

議案第133号 「伊予市農業委員会の役員会に関する規程」の制定について、次のとおり農業委員会の議決を求める。

これについては、資料2を配布しています。

役員会で協議した中で、現行は、農業委員については各中学校区より1名、農地利用最適化推進委員としては全体で2名だったのですが、農業委員と同じように、農地利用最適化推進委員についても各中学校区から1名ということで規程を定めたらという事の提案でございます。

現行は中立委員を含めた7名で役員を開催していましたが、今回は農地利用最適化推進委員を2名増員して計9名の定数で役員会を開催する提案です。

議長

議案第133号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第133号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第133号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、10ページをお開きください。

第3

■報告第93号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第93号 「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃借権設定	

2番

貸出人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇
届出地	上三谷	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

以上です。

議長

報告第93号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして11ページをお開きください。

■報告第94号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第94号 「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇

届出地 下三谷 田 外3筆
解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法3条 使用貸借権設定
以上です。

議長

報告第94号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして12ページをお開きください。

■報告第95号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

報告第95号 相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第70条の6の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

被相続人 ○○ ○○

相続人 ○○ ○○

申請地 下吾川 畑 外4筆

証明目的 相続税納税猶予継続届出に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明
以上です。

議長

報告第95号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・全国農業新聞の継続購読のお願いについて
事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和2年7月30日(木曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室
を開催予定としております。

以上で、第36回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第36回6月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時28分 閉会)